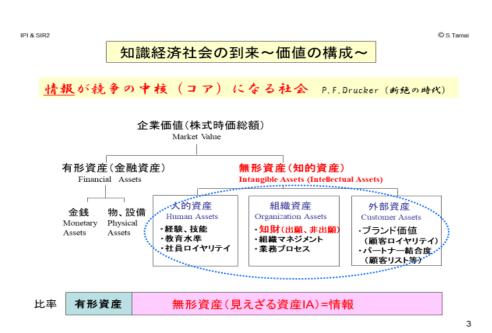
知財マネジメントのパラダイムシフト

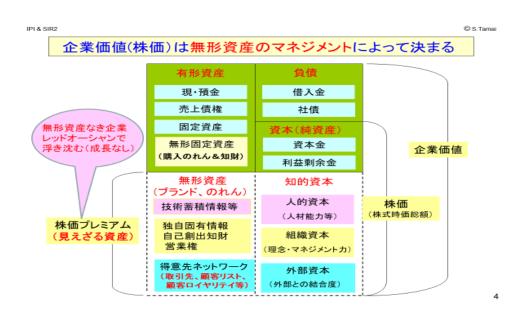
~無形資産を保護活用する知財マネジメント~

公益社団法人知財経営協会(SIR)会長兼理事長 玉井 誠一郎

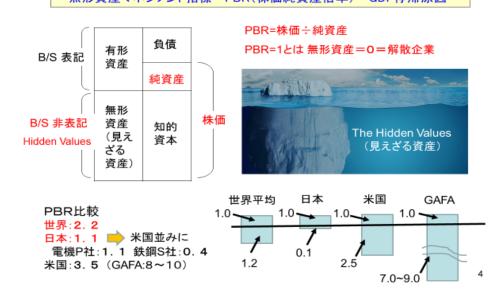
1. 無形資産(見えざる資産とも言われ、企業固有情報のことで知財及びブランドと同義)が 企業価値(事業価値や商品価値)の大半を占める知識経済社会が到来した。



2. 日本の近年30年の低成長の原因は、知財を含む無形資産マネジメントが皆無で企業の無形 資産価値は、ほぼゼロ状態(日本の無形資産価値は、世界平均の12分の1)。 GAFA4社(IT 企業)の株式時価総額は800兆円、日本上場企業4000社の総額600兆円を 大きく上回る。 企業価値に占める無形資産比率が急速に高まってきている。



日本は無形資産マネジメント劣等国(世界の1/12、ほぼゼロ) ~無形資産マネジメント指標=PBR(株価純資産倍率)~GDP停滞原因~



3. 無形資産(見えざる資産 IA:Intangible Assets)は、売り上げに貢献するが、これを法的保護が受けられる知財(IP:Intellectual Property Right)にしないと価格競争に巻き込まれ儲からなくなる。『知財なくして事業(儲け)なし』の意味。

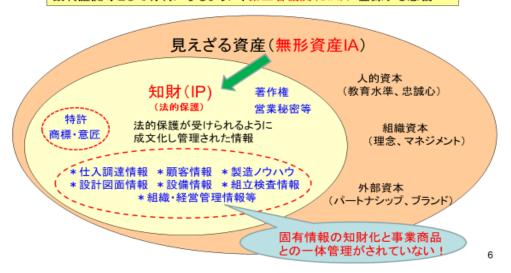
社内の固有(機密)情報全てが無形資産で、これらを法律で保護できるように知財にすることが重要で、特許や商標は知財のごく一部であることの認識を持つべきである。

無形資産とは、知財やブランドと同義であって、このマネジメントが最重要。

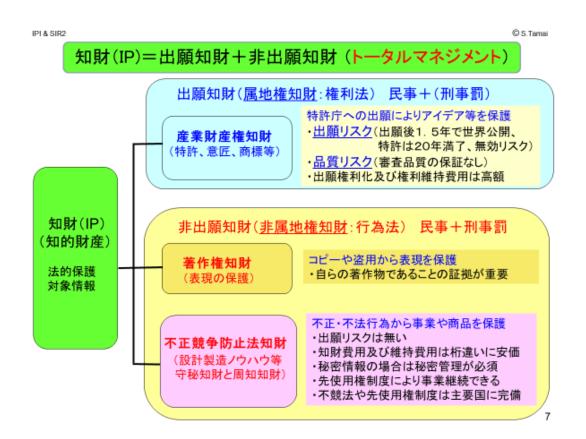
PI&SIR2 ©S.Tamai 見えざる資産 (IA)を知財 (IP)にすることの重要性

~IAは売上げドライバー、IPは利益ドライバー、事業と知財の一体化~

事業商品に係る全ての関係情報を法的保護が受けられるように成文化し 裁判証拠等として有利になるように、第三者機関(SIR)に登録する意義



4. 知財は、氷山に例えれば、特許商標のように特許庁に出願して全世界に公開される出願開示知財(氷山の上)と企業固有秘密情報として守秘する非出願知財(氷山の下)に分けられる。この両方をバランスよく、トータルマネジメントすべきところ、特許のみが知財という偏重幻想により、多数を占め商品差別化に必須情報である氷山の下の保護活用が全くできていない。SIR は非出願知財の保護活用を知財識別コード(知財(IP)コード)によって認証し、出願知財を補完する世界初の協会で、公証役場とは全く異なる先進的な保護活用システムを持つ。



5. 特許を出しておけば、国や特許庁や弁理士等が保証し守ってくれるという出願幻想。 特許や商標等の特許庁に出願する知財は、その国でしか保護されない属地権である。 特許出願は出願リスク(世界中に公開され、改良発明や回避発明を与え、出願後20年間 の保護)や、多額の出願・年金がかかる半面、無効になっても国も特許庁も弁理士もだれも 保証してくれない制度で、出願業界のための制度であると著名な米国の経済学者は言明。 日本の出願市場1兆円、160万件の特許があるが、特許裁判は年間わずか200件で権利者 敗訴率80%(近年20年間平均)。特許品質にも問題多く、利益に貢献してない実態がある。 会計監査院の調査では、83の国立大学及び55の公立研究機関の知財収支は全て赤字。 知財収支が黒字の会社は極めて稀で、ほとんどの企業は出願業界に丸投げの状態。 IPI & SIR2

裁判(弁護士)費用の方が高くつ

S.Tamai

9

S.Tamai

我が国における特許侵害訴訟の現状

■我が国における特許侵害訴訟での特許権者の勝訴率(判決ベース)は、欧米と比べると低い。 ■2000年以降、我が国における特許権者の敗訴率は80%前後で推移。



6. 特許出願する場合、侵害者に対して裁判等権利行使費用を担保しないと全く意味がなく、 多額のお金を出して貴重な財産を世界中にばらまき、負債を生む行為そのものである。 大学や中小企業は国内外で裁判する費用を担保していないのが現実で、出願に代わる 別の方法(SIR への知財登録等)で保護すべきである。

知財立国の立役者である荒井寿光元特許庁長官は、近時の著書で出願ありきを転向。

特許には出願リスクがある



IPI & SIR2

出願情報は、特許出願日から1年半後に特許庁 サーバから全世界に公開される。

特許制度は国ごとの制度であり、出願していない 国ではその情報を自由に使用することができる。

知財立国の立役者である荒井元特許庁長官: これからの知財戦略は、出願ありきではなく、 ブラックボックス技術として秘密情報にして守り 活用することが重要になる。

- ◎特許出願は、改良特許や回避特許等のヒントを与え誘発する。
- ◎権利行使費用を担保しない出願は、金を使い情報をはら撒く行為。

7. 内閣府所管の公益社団法人知財経営協会(SIR)は、非出願知財の保護活用を行うスキーム (知財コード付与等)を世界で初めて提供し、出願一辺倒に偏重された現在の知財マネジメント パラダイムシフトを行うミッションを有する協会である。

IPI&SIR2 の 内閣府所管



公益社団法人

知財経営協会(<mark>SIR</mark>)

(The Society of Intellectual Revolution)



知財パラダイムシフト

- ◎無形資産(見えざる資産)のマネジメント研究&啓発
- ◎世界初知財(IP)コード付与による知財ブランドモデル
- ◎知財分野への人工知能(AI)応用&実用化研究(AIIP)
- ◎知財戦略経営並びに知財制度改革の先導的推進

協会HP https://www.ipbrand.org/ 入会フォームより誰でも入会できます 1

8. 協会登録知財は、WTO 加盟国160ヶ国以上で保護活用できる非属地権。 出願リスクがなく、期限もなく、先使用権で保護され、格安、ニセモノ対策、

ゴランド形成、ライセンス活用に十分利用できる知財保険です。

IPI & SIR2

属地権(国ごとに出願権利化)と非属地権(国境を越える権利)

- ○属地権(権利法)=特許、商標、意匠等の特許庁に出願して権利にする知財
 - ・国ごとに出願登録が必要(多額の出願権利化及び権利維持費用)
 - ・特許庁のサーバーから出願1年半後に全世界に公開(出願リスク)
 - ・事業実施の有無にかかわらず先出願で保護(商標は3年以上不使用で失効)
- 〇非属地権(行為法)=非出願知財として協会に登録した知財等
 - ・WTO加盟164ヶ国で、不正競争防止法により保護(事業妨害、盗用防止等)
 - ・事業の実施及び秘密情報管理等各国の不正競争防止法違反が条件
 - ・ベルヌ条約加盟163ヶ国で、著作権法で保護
 - ・創造的著作物作成時に自動的に保護(タイムスタンプ等日時証拠が必要)
 - ・侵害に対して、刑事及び民事告訴可。
 - ・独自に創作した場合は、侵害にはならない防衛的排他権

協会登録知財は、世界唯一の知財(IP)コードの付与及び 第三者機関認定により、<u>非属地権として世界中で保護活用</u>

9. 知財登録は、協会システムから容易に実施できる。知財本体情報は、文書、図面、写真、 音声、動画等デジタル化できるものは全て可能。これを知財コードを付けた表紙 PDF に 添付し、表紙にタイムスタンプを押して秘密情報として管理できる。 この情報はいつでも必要に応じて特許等の出願ができる。

IPI & SIR2 C S.Tamai

協会システムにログイン後の画面、知財登録手順



IPI & SIR2

S.Tamai

第三者機関(SIR)による知財登録認証

◎発明等の価値ある情報に知財コードを付与して知財として登録認証

表紙出力例:知財登録認証及び知財情報本体添付用表紙PDFにタイムスタンプ押印 この表紙に知財情報本体(文書、図面、写真、音声、動画等)を添付



SIR 知財登録認証情報(表紙)

作成日:2014年11月18日

知耐名称 : 国民健康常備食品 ファインIPG

所属情報 :株式会社ファイン

登録者氏名:佐々木 義晴

知財(IP)コード



SIR 知时登録認証番号 SMX 知例 公路認定 番号 (知版(IP)コード) G3920000101000095

公益社団法人知財登録協会(SIR)

知財母線認証情報は、知財際係注及び不正義争助主法等によって従属 されており、権利者に無断で役所すると思勤や組古整備の対象になります。 の知財母線認定情報は、協会人会期間等。者と軍の称より、登録者が その登録内容に虚偽や盗用等の不正が振いことを誓的したものです。

IPI & SIR2

商品毎に使用している企業固有情報を知財登録保護

~企業にとって商品(製品・サービス+知財)こそが命である~

【知財登録(協会システムにログインして登録)】

商品 : (商品名:XX)

知財登録表紙PDF

- ・XX商品使用情報 を知財として登録 知財(IP)コード付与
- 商品バーコードが ある場合は登録

CubePDFClipを用いて添付

PDF添付情報(XX商品の知財本体、50M迄)

- ・説明文(以下の情報を図1、写真1、動画1 等として商品関係情報として説明)
- ·仕入先情報(仕入伝票等)
- ·設計情報(設計図面等)
- ・製造情報(製造設備、製造方法、ノウハウ等)
- 検査情報(検査基準、検査方法等)
- ・出荷先情報(顧客リスト、出荷伝票等)
- ・その他関連情報(契約書、実験データ等)

【知財保管管理】



- ◎セキュリティの高い自動暗号・複合+秘密情報管理(公証人役場の現代版) 当面、『みんなの電子署名』に預けるか、自社でUSB等に入れて秘密情報管理
- ◎来春めどに、『非出願知財プラットフォーム(名称:SIR2)』開発中!

21

IPI & SIR2

S.Tamai

知財(IP)コードの意義役割 ~第三者機関(公益法人)による知財認証番号~

- ・ 先使用権の担保 (裁判における証拠等)
- ・優任な互場を利用した知財搾取や横取り防止 (アップルによる調達光メーカの知財搾取:独禁法違反)
- ・社員等による知財流失や盗用防止(知財保護対象)
- ・二セモノ防止(IPコードによる識別・位置情報追跡)
- ・低コスト高信頼 (年间1万円で10件登録維持、公益法人による認証)
- ・知財使用商品としてPR(ブランド形成)
- ・国民の知財意識向上(知財互国の重点目標に貢献)

公証人役場方式(封印)は古く、多くなると管理不能、コストも高い

IPI & SIR2

知財(IP)コード登録事例:健康食品への実施例



SIRの提唱する知財(IP)コードの構成は、知財の種別(1桁)、国コード(3桁)、企業コードもしくは会員コード(7桁)、情報コード(5桁)、C/D(1桁)の17桁で、世界対応の仕組みを持ちます。

- 10. すぐにわかる構造や構成成分は出願しても良いが、しなくても知財登録して おけば事業を止められることはない。いわんや<mark>方法に関する発明は出願 すべきではなく知財登録で十分である</mark>。
 - コカ・コーラの製法のように永久にライセンスできる(フランチャイズ化)。
- 11. 知財経営とは、相手の出願知財を踏んでないかの調査対策(知財安全) と利益やブランドへの貢献です。最高峰は知財でブランドを創ることです。 出願知財は、特許庁や国がこの保護を保証するものではありません。 つまり、『知財の自主責任経営(自らがその財産権を守る)』が必要です。 最低限の保証として、事業や商品を止められないようにする(知財保険)、これを実現し支援するのが SIR です。
- 12. 知財登録侵害対応は、刑事と民事で世界中で可能ですが、刑事を先行すべきです。 (刑事は費用が掛からずインパクトが大きいため)。
 - 不正や不良(未完成)特許による権利行使は、反訴(詐欺罪や不正競争防止法等) リスクがあることを理解しなければならない。

IPI & SIR2 © S.Tamai

知財権の行使(権利行使)の考え方

- ◎刑事告訴と民事告訴があるが、刑事告訴を先行すべき(但し、特許は不可)
 - ・刑事罰:国家が違法行為をしたものを罰する(懲役、罰金)、99%有罪、前科者
 - ・民事罰:損害賠償に係る当事者間の争い、ほとんどが和解、回収不明、社会制裁なし
- ◎刑事訴追は、直接地方検察庁に告訴状を提出(管轄の警察署もあるが手間かかる) 刑事訴追は、警察や検察が捜査や裁判を公費で行い費用がかからず、インパクトあり
- ◎弁護士に相談すると、民事訴追(差止め、損害賠償)になり、弁護士費用がかかる

順序

- 1. 侵害されている証拠を取る ➡ 刑事告訴状に記載できるように具体的に
- 2. 被害額(損害賠償額)を推定する ➡ おおよその相手の売上額や侵害期間
- 相手側からの反訴や権利行使リスクの有無 ⇒ アセスメントによる可否判断
- 4. 相手側に警告状を送る(配達記録付き郵便) ➡ 2週間以内に回答を求める
- 5. 面談や文書による交渉
- 6. 決裂の場合、まずは刑事告訴に打って出る

SIRは、協会登録知財に関する侵害裁判事例を目指す

11

13. SIR は、知財登録された権利が侵害された場合、刑事告訴、民事告訴並びに 知財活用(ライセンスやフランチャイズ)を支援することができます。 これは協会の公益目的事業(知財に関する調査研究啓発事業)になります。

知財(出願知財と非出願知財)侵害等に係る刑事罰

(特許庁・発明協会「知的財産権と刑事罰」を参照して作成)

知財	要件	刑罰	備考
出願知財 (特許庁への出願) ・特許 (特許法で保護) ・意匠 (意匠法で保護) ・商標 (商標法で保護)	下記全てを満たす必要あり(特許等の場合)・特許の有効性・クレーム侵害・行為が違法・故意(過失は非該当)	【侵害罪】 10年以下の懲役、又は1千万円以下の罰金、又はこれらの併科 【みなし侵害罪(間接侵害罪)】 5年以下の懲役等、上記の半分 【詐欺罪】 3年以下懲役、300万以下罰金 【虚偽表示罪】 同上 【偽証罪】3か月以上10年以下懲役	○非親告罪 ○両罰規定 (個人と法人 両方対象)
非出願知財 (SIR登録知財等) ・著作知財 (著作権法で保護)	故意(過失は非該当) 海外も対象	【侵害罪】 10年以下の懲役、又は1千万円以下 の罰金、又はこれらの併科 【著作人格権侵害】上記の半分	○親告罪 ○両罰規定
・ 不競法知財 (不正競争防止法で保護 された営業秘密等)	故意 (過失は非該当) 海外も対象 (コピー禁止書類等の 無断持ち出しも対象)	【営業秘密窃盗罪】 10年以下の懲役、又は1千万円以下 の罰金、又はこれらの併科 【周知・著名表示、商品形態模倣罪】 5年以下の懲役、又は5百万円以下 の罰金、又はこれらの併科	(個人と法人 両方対象) ○法人重課 (不競法適用、 3億円以下)

- 14. 以上結論として、知財なき事業は儲からず(知財なくして事業なし)、無形資産価値も上がりません。まずは『事業の自衛のための保険として協会登録知財』で十分です。 そもそも裁判をする資金(国内1~2千万円、米国数億円以上)をもっておらず、 特許裁判で権利者の80%が敗訴し、勝っても裁判費用が高くつく現実を知るべきです。 発見に基づく発明で基盤技術や大量の商品に使用されるものを除き、出願知財はほぼ 不要と考えられ、方法発明は出願しないことを肝に銘ずべきです。
- ◎ 屋号・事業・商品名称を周知させて、『XX と言えば YY』のようにブランド PR し、この事業・商品に使用している知財を SIR に知財登録すること、その知財コードを商品やパンフレット等に印刷添付することにより、この類似品(ニセモノ)を不正競争防止法等で警告告訴できることやフランチャイズ化できること、知財登録後に他の特許等によって事業が止められることがないこと(先使用権による事業継続)、知財によるブランド経営(知財ブランドモデル)が最良のコストパーフォーマンスで可能になります。
- ◎ 無形資産=知財=ブランド=情報セキュリテイと捉えるべきです。 繰り返しますが、特許商標等の出願知財は、裁判費用を担保している場合のみ出願すべき。 特許や商標になっても、その品質保証はなく、法令違反の出願、例えば肝心の部分を隠すこと や虚偽や願望による発明が特許になった場合、この特許は無効事由がある不正不良特許で、 これを用いて相手側に催告や裁判を仕掛けると不正競争防止法や詐欺罪等で反訴され大変 困ったことになります。

特許等出願知財は、完成された発明を再現できるようにすべて全世界に公開する行為であること、侵害に対して刑事告訴は困難で(検察が上訴しない)、民事告訴になるが、この裁判費用を担保していない出願は、多額の出願費用や維持年金を払うだけの負債をつくる行為であることを認識して、出願知財の棚卸を即時実施すべきです。

上記は、協会ホームページの知財インテリジェンスの創誌36号論文に記載しています。

ご不明点あれば協会 HP のお問い合わせ覧からメールで質問等お願いします。

(以上)